○高知県警察が行う会計の監査に関する訓令

平成24年６月８日
高知県警察本部訓令第21号
警察本部
警察署

高知県警察が行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

高知県警察が行う会計の監査に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第９号。以下「規則」という。）の実施に関し、県警察が行う会計の監査（以下「会計監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（会計監査責任者）

第２条　会計監査責任者は本部長とし、各所属に対して会計監査を行うものとする。

２　会計監査責任者は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせることができるものとする。

（会計監査の種類）

第３条　会計監査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

（１）　規則第３条本文の規定により実施する会計監査　定期監査

（２）　規則第３条ただし書の規定により実施する会計監査　随時監査

（定期監査実施計画）

第４条　県本部会計課長（以下「会計課長」という。）は、毎年度、次に掲げる事項を定めた定期監査を実施するための計画（以下「定期監査実施計画」という。）を策定し、会計監査責任者に報告するものとする。

（１）　定期監査の重点項目

（２）　定期監査の対象所属

（３）　定期監査の実施時期

（４）　その他必要な事項

２　会計監査責任者は、定期監査を実施するため特に必要があると認めるときは、定期監査実施計画を変更することができるものとする。

（会計監査の実施）

第５条　会計監査責任者は、定期監査実施計画に従い、定期監査を行うものとする。

２　前項の規定によるもののほか、会計監査責任者は、県警察の会計経理の適正

を期するため特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに随時監査を行うものとする。

(会計監査実施上の留意事項)

第６条　会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　厳正かつ公平を旨とすること。

（２）　正確な事実の把握に努めること。

（３）　会計監査を通じて知り得た秘密を厳守すること。

（４）　関係者の人権及び業務に支障を及ぼさないように配意すること。

(説明の要求等)

第７条　指名職員は、必要があるときは、会計監査の対象所属の長(以下「対象所属長」という。)に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に対象所属の職員を出頭させるよう求めることができるものとする。

(会計監査の結果に基づく措置及び報告)

第８条　会計監査責任者は、会計監査の結果に基づき、対象所属長に対して会計監査の結果を通知するとともに、是正又は改善を要すると認められる事項については、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

２　前項の指導を受けた対象所属長は、是正又は改善の措置を講ずるとともに、その結果について、速やかに会計課長を通じて会計監査責任者に報告するものとする。

(公安委員会への報告)

第９条　本部長は、前年度における会計監査の結果を公安委員会に対し、毎年度４月末日までに報告するものとする。ただし、本部長が特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに会計監査の結果を公安委員会に報告するものとする。

(会計事務の指導)

第10条　会計課長は、各所属の職員に対して、会計事務の取扱いについて指導するものとする。

附　則

(施行期日)

１　この訓令は、公布の日から施行する。

(高知県警察会計事務監査規程の廃止)

２　高知県警察会計事務監査規程(平成16年３月本部訓令第３号)は、廃止する。